

国立大学で君が代を「斉唱」させることは…

ダメ！ 言語道断！

6月16日、下村文部科学大臣は、国立大学86校の学長を集めた会議で、入学式や卒業式での国旗掲揚と国歌斉唱を要請しました。国旗・国歌については、2006年に、第一次安倍内閣が教育基本法の「改正」を強行し、教育目標として小中高校に対して強要してきました。大学については今年4月、安倍首相は「税金で賄われているということに鑑みれば、教育基本法にのっとり正しく実施されるべきではないか」との認識を示していました。

しかし、「君が代」の歌詞は明らかに一定の政治思想の表現です。憲法は、思想・良心の自由（19条）、表現の自由（21条）、学問の自由（23条）を保障しています。大学には、かつて日本の侵略を受けた国から来た人もいます。「斉唱」が実施された場合、あなたが教職員・学生を監督する立場におかれるかもしれません。

国大協は、「大学では表現や思想の自由は最も大切にすべきもので、それぞれの信条にのっとり各大学が対応すると思う。萎縮しないよう頑張っていきたい」（里見会長。本学総長）と発言しています。我々も、近隣の友人とともに、心から自由に意見交換や表現活動ができる大学でありたいと思います。皆さん、一緒に学び、考えませんか。

- ◆ 日時：2015年6月30日（火）18：30より

（質疑応答および討論を含めて1時間半～2時間の予定）

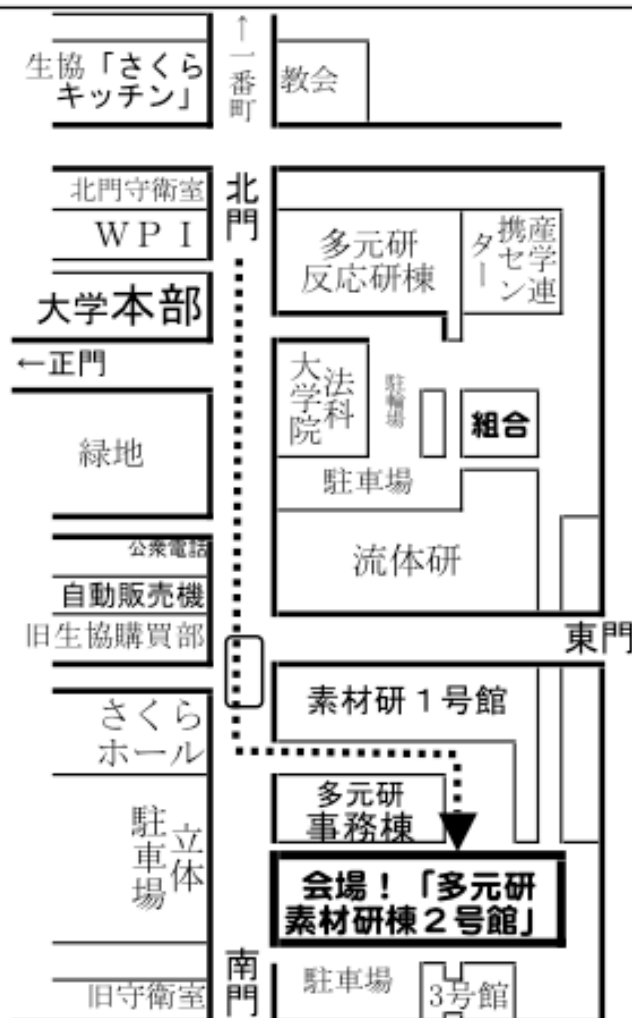
- ◆ 場所：片平キャンパス 多元物質科学研究所

素材工学研究棟2号館（南2号館）1階103号室（セミナー室）

- ◆ 講師：宇部雄介弁護士（仙台中央法律事務所）

- ◆ 演題：政府による大学への「君が代」斉唱要請について

片平キャンパス北門から多元研「素材研棟2号館」まで



[会場案内]

☆片平「さくらホール」の斜め向かいに多元研「事務棟」があり、周辺の案内図がありますので、ご覧ください。
 ☆「素材研棟2号館」は事務棟の裏側(南側)の建物です。
 ☆自家用車で来場の方は、素材研棟2号館南側の駐車場あるいは「立体駐車場」を利用すると便利です。

※夜間の目印として、北門から入り本部、法科大学院前を過ぎた後、右手の「公衆電話」、旧生協購買部前の「自動販売機」は点灯しているので目印になります。それを過ぎると、「さくらホール」で、その向かいに多元研の「事務棟」入口があります。

